

北海ツーリスト旅の会 会則

第一条（目的）

- （1） 会員相互の親睦をはかり楽しい旅行をするために必要な活動をする。
旅行に関する情報の提供。

第二条（運営）

- （1） この会は会員、賛助会員の中から次の役員を選出し運営することとする。
※ 幹 事 若干名 ※ 監 査 2名
※ 事務局長 1名
- （1） 事務局は北海ツーリストがあたることとする。
- （2） この会の活動を広汎なものとするため賛助会員、顧問をおくことができる。

第三条（事務所及び財政）

- （1） この会の事務所は伊達市加島町48-1 北海ツーリスト内におく。
- （2） この会は会費、寄付金等によって運営される。

第四条（会員）

- （1） この会の趣旨と目的に賛同する人は会員となることができる。

第五条（会費）

- （1） 会員は年間300円の会費を、納めなければならない。
- （2） 会費は退会時でも返金しないものとする。
- （3） 年に一度総会を開き決算報告をすることとする。

第六条（その他）

- （1） 役員を選出は、役員会で選出し、総会で承認をえるものとする。
会則の改正についても同様とする。
- （2） 会員は1口1000円以上の旅行積み立てをすることができる。
- （3） 「北海道日本ハムファイターズを応援する会」に入会する。
年会費5000円は旅の会より支出する。
- （4） この会の年度は1月1日から12月31日とする。

この会則は2019年1月18日より実施する。

北海ツーリスト旅の会 会員特典

- ◎北海ツーリスト主催の日本の旅、海外旅行に参加時にスタンプカードを発行し、旅行代金千円毎に1つ捺印する。※百円単位は切り上げて捺印する。
- ◎割引は40個捺印で1000円を次回の旅行で割引する。
- ◎1度のご旅行で旅行代金が40000円を超える場合は40000円の旅行代金に対し1000円、60000円の旅行代金に対し1500円、80000円の旅行代金に対し2000円、100000円の旅行代金に対し2500円、120000円の旅行代金に対し3000円の割引券を発行し、残金分をスタンプカードに捺印する。
- ◎スタンプカード、割引券は一度のご旅行で一枚のみ利用する事ができる。
- ◎スタンプカード、割引券の保管は会員が各自するものとし、紛失の場合でも再発行はしない。
- ◎スタンプカード、割引券は会員名義のもののみ捺印、利用とする。
- ◎2016年までに発行済の領収書で未使用の分は金額に応じて割引券に交換、又はスタンプカードに捺印する。